五十七	高効率な石油精製技術の基礎となる石油の構造分析・反応解析等に係る研究開発委託費
五十八	高効率な石油精製技術に係る研究開発
五十九	次世代火力発電の技術開発事業
六十	［略］
六十一	［略］
六十二	［略］
六十三	［略］
六十四	計算科学等による先端的な機能性材料の技術開発事業
六十五	高効率・高輝度な次世代レーザー技術の開発事業
六十六	高温超電導の実用化促進に資する技術開発事業
六十七	電気機器性能の向上に向けた次世代パワーエレクトロニクス技術開発事業
六十八	水素エネルギー製造・貯蔵・利用等に関する先進的技術開発事業
六十九	植物等の生物を用いた高機能品生産技術の開発事業
七十	［略］
［号を削る。］	
七十一	革新型蓄電池実用化のための基盤技術の開発事業

○財務省・経済産業省告示第三号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）別表第一第十四号の下欄の規定に基づき、特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定めるものの一部を改正する告示を次のように定め、公布の日から施行する。

平成二十九年七月三十一日

財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　世耕　弘成

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）別表第一第十四号の下欄の規定に基づき、特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定めるものの一部を改正する告示

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）別表第一第十四号の下欄の規定に基づき、特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定めるもの（平成二十九年財務省・経済産業省告示第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に二重線を付した規定はこれを加える。

八十七	石油精製高付加価値等技術開発委託費
八十八	石油精製高付加価値等技術開発
八十九	次世代火力発電等技術開発
九十	［同上］
九十一	［同上］
九十二	［同上］
九十三	［同上］
九十四	超先端材料超高速開発基盤技術プロジェクト
九十五	高輝度・高効率次世代レーザー技術開発
九十六	高温超電導実用化促進技術開発
九十七	次世代パワーエレクトロニクス技術開発プロジェクト
九十八	革新的水素エネルギー貯蔵・輸送等技術開発
九十九	植物等の生物を用いた高機能品生産技術の開発
百	［同上］
百一	新興国市場開拓事業費（テストマーケティング支援事業）
百二	高効率低ＧＷＰ冷媒を使用した中小型空調機器技術の開発
百三	革新型蓄電池実用化促進基盤技術開発

七十二	次世代燃料電池の実用化に向けた低コスト化・耐久性向上等のための研究開発事業
七十三	未利用エネルギーを活用した水素サプライチェーン構築実証事業
七十四	地域の特性を活かしたエネルギーの地産地消促進事業費補助金（分散型エネルギーシステム構築支援事業）
七十五	需要家側エネルギーリソースを活用したバーチャルパワープラント構築実証事業費補助金
七十六	福島沖での浮体式洋上風力発電システムの実証研究事業
七十七	大規模インフラの維持管理・更新等のための高性能モニタリングシステムの研究開発事業
七十八	研究開発ベンチャー企業等のイノベーション創出支援事業
七十九	研究開発型スタートアップ支援事業
八十	国際研究開発事業
八十一	ＩｏＴ推進のための横断的な技術開発事業
八十二	企業保険者等が有する個人の健康・医療情報を活用した行動変容促進事業
八十三	放射性廃棄物の減容化に向けたガラス固化技術の基盤研究委託費
八十四	高効率な資源循環システムを構築するためのリサイクル技術の研究開発事業
百四	燃料電池利用高度化技術開発実証事業
百五	未利用エネルギー由来水素サプライチェーン構築実証事業
百六	地産地消型再生可能エネルギー面的利用等推進事業費補助金
百七	バーチャルパワープラント構築実証事業費補助金
百八	福島浮体式洋上ウィンドファーム実証研究事業

［号を加える。］	
［号を加える。］	
［号を加える。］	
［号を加える。］	
［号を加える。］	
［号を加える。］	
［号を加える。］	
［号を加える。］	
［号を加える。］	
［号を加える。］	
［号を加える。］	
［号を加える。］	
［号を加える。］	
［号を加える。］	
［号を加える。］	

備考　表中の「［　］」の記載は注記である。